

令和 7 年度香川地方最低賃金審議会  
第 2 回香川県船舶製造・修理業、舶用機関製造業  
最低賃金専門部会議事録

令和 7 年 10 月 8 日 (水)  
香川労働局第 1 会議室

出席者 公 益 側 籠池、高塚、元木  
労 働 者 側 立石、中塚、中原  
使 用 者 側 家田、檜垣、宮崎

- 議 題 1 参考人意見聴取について  
2 最低賃金に関する基礎調査結果について  
3 香川県特定（船舶）最低賃金額改正の審議について  
4 その他

○賃金室長

それでは定刻となりましたので、ただいまから、船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金の第 2 回専門部会を開催いたします。

本日はご多忙の中、ご出席いただきまして厚く御礼申し上げます。

専門部会の開催にあたり、本日の委員の出席状況についてご報告いたします。

本日、全委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項に定める定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

なお、本日は傍聴人はおりません。

机上にあります資料について説明いたします。

まず、最低賃金に関する基礎調査結果です。

次に、賃金引上げの支援策と業務改善助成金のリーフレットです。公益委員には既に配付させていただいておりますので、本日は労使委員にのみ配付させていただいております。

業務改善助成金は、事業場内の最も低い賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等にその費用の一部を助成する制度で、9 月 5 日から対象事業所の範囲を拡充しております。

また、本審の委員以外の特定最低賃金の専門部会の委員の皆様には、「2025（令和 7）年度 労働行政のとりくみ」、「香川働き方改革推進支援センター」の利用案内、「働き方改革推進支援助成金」労働時間短縮・年休促進支援コースのご案内、「働き方改革推進支援助成金」勤務間インターバル導入コースのご案内、「働き方

改革推進支援助成金」業種別課題対応コース（運送業等、病院等、建設業、報通信業、宿泊業）のご案内、「働き方改革推進支援助成金」団体推進コースのご案内、「キャリアアップ助成金」のご案内を配付しておりますので、ご参考にしたいだきたいと思います。

資料に不足はございませんでしょうか。

それでは、籠池部会長、議事の進行をお願いいたします。

#### ○籠池部会長

そうしましたら、お手元の会議次第に沿って進めさせていただきます。

まずは、議題（1）の「参考人意見聴取について」であります。

事務局から説明をお願いします。

#### ○賃金室長

はい、説明いたします。

参考人意見聴取につきましては、先般の合同専門部会においてご確認いただきましたとおり、関係労使から提出されました意見書をもって、意見聴取に代えることとしております。

合同専門部会の際に、資料の No. 7-1、7-2 として配付させていただき、本日持参いただいているものと思います。よろしくお願ひいたします。

#### ○籠池部会長

委員の皆様におかれましては、既にお目通しいただいていることは存じますが、この意見書について、労働者側、使用者側の順番で簡単に補足をお願いしたいと思います。

まず、労働者側からお願ひいたします。

#### ○中塚委員

はい。皆さん、ご安全に。労働者側、中塚より説明をさせていただきます。

資料のほうですね、前回お配りしているものの資料 No. 7-1 のところにありますけど、まず 1 ポツの造船産業の動向ということで、現在というところで、低船価格の竣工を終え、改善した船価で受注した船の建造に置き換わっているものの、先行きに関しては為替の影響や資機材価格の高止まりもあって不透明であり、安定した状況にはなっていない。しかしながら、造船業は、今後とも、世界経済の拡大に伴う海上輸送量の増加や、過去に大量に建造された船舶の代替需要などによって、新造船市場は中長期的に拡大していくと見られております。2030 年代には、2010 年前後のピーク期に竣工した船舶の更新需要が見込まれ、船舶

建造需要が年1億総トン規模まで増加する予想もあります。

また、2050年頃までに温室効果ガスネット排出ゼロの目標達成に向けてということで、日本が開発を進めているゼロエミッション燃料船の技術の優位性が発揮され、日本造船業界の国際競争力強化が期待されています。

それにもかかわらず、造船メーカーの多くは人手不足状態となっています。造船業界は特に社外工の協力によって成り立っている産業であり、このような中、労働力人口減少社会において、産業の魅力を高めて人財を確保するとともに、その定着が重要とされています。

次のページに行きまして、2ポツの日本の産別最賃改定の必要性についてということで、真ん中のほうですけど、香川県の地賃については、というところで書いております。66円の引上げによって、1,036円に改定されました。地賃は、中央最低賃金審議会で示された目安額プラス3円の引上げとなり、産別最賃との金額差が僅少となっています。我々の産業で働く労働者の賃金水準が、地賃や他産業と比べ魅力的でなければ、当然軽作業で作業環境が良く専門性が必要でない産業に優秀な人財が流出してしまい、当然産業は今後急激に衰退し、存亡の危機に直面してしまうことが容易に想定されております。

次に、人財確保に向けた魅力ある労働条件ですが、中ほどですね、優秀な人財を確保し、技術・技能を確実に伝承するためには、産業・企業の魅力を高め、採用力を高めていかなければならぬと。地賃が大幅に引き上がる一方で、産別最賃の引上げがなされなければ、産業としての魅力が相対的に薄れ、人財の確保に支障をきたすこととなります。一番下のところですね、今すぐ地域間格差を埋めないと、働き手の流出の一因となり、香川県における産業の空洞化に陥ることが危惧されます。

次に、春闘の結果です。2025年春季生活闘争の取組みにおいては、JCM、金属労協共闘の最低到達目標月額214,000円、時間あたり1,330円を目指し、企業内最低賃金の引上げに注力し取り組んできました。その結果、一定の成果を得られております。

次のページ、総括といたしまして、産別最賃の水準については、永続的に産業の発展を進める上で最も重要な要素である人財確保の観点から、以下の3点を重視した引上げ額の審議を要請いたします。①として、企業内最低賃金協定の水準を意識したあるべき水準を目指します。②として、地賃の引上げ幅も踏まえて早期にあるべき水準に到達を目指します。③として、地賃に対する産別最賃の優位性を確保していきます。以上です。

○籠池部会長

ありがとうございました。他の委員のほうから補足はありますか。大丈夫ですか。

はい。それでは、続きまして、使用者側、お願ひいたします。

#### ○檜垣委員

はい。ご安全に。本日はよろしくお願ひします。使用者側を代表して補足説明をしたいと思います。

この意見書に記載しているとおり、日本の建造シェアは下降してきて、2024年は13%となり、市場の存在感低下や持続可能性の危険水域に達している危機感が非常に強まっています。

日本政府及び造船業界は、この危機を解消するために建造量を、現在は2024年に900万トン相当を建造しましたけど、10年後には1,800万トン相当に倍増すべきとしています。建造量のピークだった2010年が2002万トン相当で、その前後の2008年2011年も1,800万トンか1,900万トンの船を建造していました。ということは、今では建造量が半分に落ちている状態です。

このような状態では、造船所及び舶用メーカーは、今はなんとか生き残るとしても将来的には生きていけないという認識です。造船業はアセンブリ産業ですので、鋼材メーカーと舶用メーカーが元気で開発していただけなかったら日本の舶用全体はもたないということで、仕事量が半分ではもう何もできないと言って、今は生きて残っても将来的には生きていけないという認識が、日本造船工業会及び日本政府でもそういう認識で一致しております。

しかしながら、建造量を倍増するためには、今後の生産年齢人口を考えると、先端的なロボットの開発導入など自動化を踏まえた投資が急務となっております。現在、日本政府よりグリーントランジション経済移行債を活用して岸壁や設備計画を具体化した設備投資が造船所並びに舶用メーカーで行われておりますけど、日本政府も造船業が滅べば国も滅ぶという強い危機感を現在持たれており、日本の船は日本で作り日本で持つという我が国のあるべき姿を確実なものにするために、この秋をめどに具体策を今ちょうどまさに現在策定しております。日本造船業界は品質の高さと技術力で強みを持っているので、環境規制を満足するゼロエミッション船の需要のあるこの機会を、最後の大きなチャンスとしています。この機会をチャンスを逃したら、もう日本の造船業が今後生き残るチャンスはないと、日本造船工業会及び日本政府は考えております。

造船業界が生き残るためには、デジタル技術活用やロボット化自動化を進めたスマート造船所の推進により、生産性の向上並びに人手不足の解消を官民一体になって図っていかなければなりません。これに加えて、人材確保のために労働環

境の改善の設備投資も重要です。香川県の船舶特定最低賃金は、他県の同業界と比べて現在最高水準にあります。外国人実習生にこの特定最賃が現在適用されていますけど、外国人実習生を扱う仲買業者の中では、香川県は既に高いということで有名であります。また、実習生と特定技能との賃金差が縮まっておりまます。実習生と経験のある特定技能との単価差は当然あってしかるべきであり、単価差がないと問題が生じるということを考えていかなければなりません。

結びとしまして、会社にとって人は最も大事であり、人への適度な投資は言うまでもありませんけが、生き残る為に建造量を倍増するには、設備への投資も非常に大事であることを十分認識しなければなりません。限られた資産の中で有効に投資していかなければなりません。最低賃金の改正は、ただ最低賃金を上げるという単純な話でなく、業界の現在置かれている状況を十分考慮していただき、業界で生き残れるように、業界全体の持続可能性や地域経済の活性化に寄与しなければなりません。海事産業の健全な発展と中小企業の将来を守るためにも、労働者が安心して働く環境の整備が急務です。

以上のこと踏まえて、最低賃金の改正審議を行っていただけますよう、何卒お願い申し上げます。以上です。

#### ○籠池部会長

ありがとうございました。他の委員の方は大丈夫ですか。

はい。ただいま、労側、使側双方よりご意見がありました。

ただいまのご意見につきまして、ご質問あるいはご意見等ありましたら、お受けいたしますが、いかがでしょうか。

#### ○家田委員

最低賃金と人材確保の問題については、前回から申し上げておりますが、両者は別の問題ではないかと考えております。

求人に関しては、厚生労働局の方々のほうが詳しいかと存じますが、造船業の求人で最低賃金で募集している企業がどれほどあるのか、疑問に思っております。詳しく調べたわけではありませんが、少なくとも本日参加している私どもはそうではありません。したがって、最低賃金を引き上げなければ人材確保が困難になるという考え方には、論理的な矛盾があるのではないかと感じております。

人材確保には競争原理が働きますし、難しさは造船業に限らず、日本全体の課題です。その中で、造船業だけでなく他業界とも人材を奪い合う市場原理が存在しますので、最低賃金の引き上げと人材確保を直接結びつけることには、あまり意味がないのではないかと考えます。

市場原理に公的な力を加えたり、歪めるような方法を取るよりも、企業努力によ

って人材を確保することが重要です。経営者も、人材確保のためには賃金を上げる必要があることを理解しているはずです。この場で不自然な圧力を加えることで、本来存続できる企業が倒産したり、雇用が確保できなくなる可能性があることを認識し、専門部会で慎重に議論する必要があると考えます。

最低賃金の引き上げや影響率だけを議論するのではなく、それが春闘などにも影響することを念頭に置き、影響の大きさを認識したうえで、冷静に検討することが重要であると申し伝えたいと思います。以上です。

○籠池部会長

はい、ありがとうございました。

○檜垣委員

参考までに、私は協力会社とよく話をするんですけど、最低賃金を誰に適用しているかと言うと、意見書の中で説明したように、外国人を雇う時、それも実習生にだけですよね。特定技能には、当然日本の現場で働く人と同じ金額を払わなかつたらいかんという規則がありますので、全く関係ない数字なんですよ。実習生だけが基本になっているので、今日は実習生の金額を決めるんだと。

特定技能の人は1,200円から1,300円、1,250円とか1,200円台だけど、今回全然経験のない人の1,093円を例えれば50円か60円引き上げたら、この差が本当に小さくなる。そんなことしたら、特定技能は最低3年以上の経験がある人が来てますが、この人の差が本当に縮まっていいんだろうかということと、あと、採用は最低賃金になっているから実習生と事務員だけに適用して、その他の現場で働く人は1,100円台とかぐらいでは来てくれないんですね。だから、造船所はおそらくどこもそうだけど、今は協力会社に3,000円弱に近い金額で払っていると思います。そこから費用を引いて、入社して1年目ぐらいの人が1,200円いくらくらい、それに積むことによって上のほうに4,000円ぐらいの人がいて、というような感じになってるんですね。だから、ここで審議しているのは実習生の金額しかしてないんですよ。これが上がることによって問題になるのは、経験のある人との差がなくなってくる、業界を歪めていくということを十分認識していただければと思います。

○籠池部会長

はい、ありがとうございました。

○中原委員

外国人実習生と協力会から入ってきた外国人の方との差が縮まるというような

ことだと思うんですけど、やはり人なくしてはものづくりはできないと。最低賃金を上げたら人が来るのかという話もあったんですけど、やはりそこに尽きると思うんですよ。

僕ら会社の正社員だけではやはりやっていけないんで、そこは、会社側も価格転嫁して船の単価を上げたりとか、舶用機器メーカーもしっかり価格転嫁してもらってしっかり分配してもらう。その中でも、やはり他の業種との人財の奪い合いというのがありますから、そこは競争をしていくために上げていくべきではないかと私は思います。

○檜垣委員

さっきから言うように、日本人を雇うのはこの最低賃金は全く関係ないんですね。

○中原委員

だから人数が、正社員、日本人だけでやっていけないから、どうしても。

○檜垣委員

皆さん、実習生より特定技能に移ってきてるんですよね。今、特定技能のほうが経験のない実習生より大事なんですよね。

○中原委員

そういう人たちもやっていかなかつたらできないという状況。

○檜垣委員

特定技能の金額ではなくて、実習生の金額を議論してるんですよ、この専門部会は。

○宮崎委員

先ほど家田委員が言われたように、人材を確保するという意味の引上げは、ちょっと話が違うという。それは去年も同じようなことを話しされてましたけど、結局それぞれの会社で人材集めをしようと思うと、結局給料を上げないと来ないんで。今の高校生にしても、最賃ギリギリで設定している企業って本当ないと思うんですよね。

○立石委員

ということは、この金額は低いということですね。

○宮崎委員

いやいや、そういう意味じゃなくて、人材を確保するというために、最賃を上げる上げないという議論は、ちょっと別の話っていう理解を。

○家田委員

最低賃金は、人を雇う際の最低限の賃金であり、ある意味ではセーフティーネットの役割を果たしています。しかし、人材の採用は市場原理によって決まるものです。したがって、『この金額に設定すれば厚生労働省が人材を融通してくれる』というのであれば話は別ですが、現実的にはそうではありません。

○立石委員

どちらかというとやはりセーフティーネットなんで、生活する上での糧になりますので、物価指数の上昇とか、そういうのに絡めてもやはりそれにはくつついでいかないと。

○家田委員

ということで言えば、別に地賃と一緒にいいのではないですか。

○立石委員

いいですよ。

○家田委員

じゃあ、地賃と一緒にしましょうよ。

○立石委員

地賃と上げ幅が一緒にですね。

○家田委員

違います。金額水準のことです。

○立石委員

いやいやいや、上げ幅が一緒に。

○家田委員

なぜ上げ幅が一緒になるのですか。セーフティーネットということであれば地

賃と統一して一緒でいいのではないのでしょうか。

○立石委員

地賃とは違います。

○家田委員

セーフティーネットということであれば、船舶だけ高くする理由はないのではないかでしょうか。

○檜垣委員

質問なんですけど、造船会社の事務員の賃金と一般の会社で働いている事務員の金額で、差をつける必要があると労働者側は思われているんですか。

○立石委員

それはそうです。事務員であろうが、造船会社で働いている限り。

○中原委員

協力会の事務員の話ですか。

○檜垣委員

そうです。

○家田委員

最低賃金の役割がセーフティーネットなので、私は地賃と統一してもいいのではないかと思います。業界は関係なく、分ける必要もないと思います。

○立石委員

業界のための特定最賃なので。

○家田委員

業界のためとは業界の何のためですか。人材確保ということが目的であれば、実際雇用の場では求人票上は、どこも最低賃金で雇えるところはないと思います。

○檜垣委員

だから、これを上げることによって、外国人の間の関係を異質なものにしてきてるんですよね。

○立石委員

今だからこそ外国人ですけど、昔、特定最賃が始まった時なんてそんな論議はなかったじゃないですか。

○檜垣委員

今日現在、協力会に来てくれる日本人がいますかということを質問したい。

○立石委員

いないでしょうね。だから、そのレベルで。

○檜垣委員

日本人は今、製造業の生産人口はだんだんだんだん減ってます。そして、いくらお金を積んでも来てくれるような時代じゃないんですね。

○立石委員

だから、毎年こうやって引き上げる議論をしているんですよ。

○檜垣委員

例えば1,100円、例えば1,200円、1,300円にしても一緒なんですよ。仮に今回特定最賃が1,300円だったとしても、仮に1,500円になっても、来てくれる日本人はいないと思いますよ。いると思いますか。それはないと思いますよ。

○中原委員

すみません、論点がちょっと変わってきたような気がするんですが。

○籠池部会長

わかりました。だいぶもう意見が出てきたかなと。私なりに、問題意識がはっきりするために、ここでご議論いただいたほうがいいのかなと思ってお聞きしてたんですけど、ご意見としては、それぞれのご意見、よくわかりました。問題意識もなるほどなと思うところがありましたので、これを参考にして、今後の金額審議のほうもさせていただければと思います。

そうしましたら、労使委員揃ってのご意見ということに関しては、この程度とさせていただいて、この後、金額審議のほうに移りたいと思います。

それで、冒頭ですけれども、今後の金額審議におきましては、やはり全会一致を目指すと、こういうことになりますので、そのあたりについては、いろいろ立

ち位置、お立場はそれぞれあるんだろうと理解しますし、問題意識というのも、違うところはもちろんあるわけだけれども、やはり人材の確保が一番だという点については、これは共通の基盤があるのかなというふうにも思いますので、そこらあたりを重視して、何卒全会一致での答申ができるよう進めさせていただければと思います。

そうしましたら、議題（2）に移りたいと思いますが、よろしいですかね。

はい。議題（2）最低賃金に関する基礎調査結果についてに移ります。事務局から説明をお願いします。

#### ○賃金室長

はい。会議次第と資料目次の後に、1ページから16ページまでの資料をつけておりますので、こちらをご覧ください。

これは、今年度の最低賃金に関する基礎調査結果のうち、船舶製造・修理業、舶用機関製造業における結果でございます。

まず、1ページの1、最低賃金に関する基礎調査結果概要です。この調査は、最低賃金の改正等の審議資料とするために、県内の中小零細企業、事業所で働く労働者の賃金の実態を把握することを目的として、今年6月分の賃金について調査を実施しております。民営事業所が対象でございまして、製造業、新聞業、出版業が100人未満、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉、それから、他に分類されないサービス業が30人未満となっております。この中から一定の方法で抽出いたしました1,856事業所に対しまして調査を依頼し、回答のありました837事業所、9,069人の労働者について集計し、この中から特定最低賃金に係る対象業種の事業所を抜き出したものでございます。

船舶製造・修理業、舶用機関製造業につきましては、75事業所、969人の結果に基づいて集計し、母集団に復元したものでございます。

次に、5ページからの総括表（1）をご覧ください。これは、適用除外者を除いた基幹的労働者について集計したものでございます。総括表（1）は、賃金の階級ごとに、労働者数と構成比が累計の数字で示されております。上段が累積労働者数、下段の括弧書きは累積構成比となっております。

続いて、11ページからの賃金分布表（4）をご覧ください。これは、適用除外者を含めた全ての労働者の賃金分布状況を表したものでございます。こちらの数字は累積ではなく、賃金の階級ごとに労働者数と構成比が示されたものとなっております。

5ページからの総括表（1）、基幹的労働者について集計した表をご覧ください。

左側の「時間当たり所定内賃金額」の欄の 1,093 円の行をご覧ください。

初めに用語の説明をしておきますと、現行の最低賃金額を下回っている労働者の割合を「未満率」といい、改正後の最低賃金額を下回っている人の割合を「影響率」といいます。

現在の最賃額が 1,093 円ですので、1,093 円を下回っている労働者の割合については、1,093 円の 1 円下、1,092 円の欄の右側、下段の累積構成比に 3.2% とあり、1,093 円を下回っている労働者が 3.2% いるということです。この 3.2% が「未満率」ということになります。

また、仮に、これを 10 円引き上げて 1,103 円とすると、1,102 円の欄の右側下段の累積構成比に 7.8% とあり、1,103 円に引き上げると 7.8% の労働者が下回るということになります。これが「影響率」ということになり、上段の累積労働者数 150 人に影響が出るということになります。

これらをグラフ化したものが 3 ページの未満率・影響率表になります。

最後に、総括表 (1) の最終ページ、10 ページをご覧ください。一番下の行の左端に、第 1 ・ 20 分位数、第 1 ・ 10 分位数等とありますが、第 1 ・ 20 分位数であれば、労働者の賃金を低い方から並べたときに 20 等分に分けた低い方から見て最初の境界、つまり 5 % のところの賃金額を示しています。ここでいうと 1,098 円となります。説明は以上でございます

## ○籠池部会長

ただいまの事務局からの説明について、ご意見、ご質問等はございますか。

(意見等なし)

## ○籠池部会長

ないようでしたら、次、議題 (3) の「香川県特定（船舶）最低賃金額改正の審議について」に移りたいと思います。

労使双方の意見、基礎調査結果及び各種資料等を参考としていただき、具体的な最低賃金額の提示を行っていただきたいと思います。

金額審議に当たりましては、公益側としては、先ほども申し上げましたとおり、労使のイニシアティブにより最低賃金が決定されるというシステムでありますので、この仕組みについて格段のご配慮をいただきまして労使とも歩み寄っていただいて、双方納得の上で全会一致で決定されるというのを一番に目指したいと考えております。

また、本審におきまして確認したところでありますが、最低賃金審議会令第 6

条第5項適用の承認決議をいただきしております、これは全会一致で答申するということを前提としております。

これらの点を十分にご認識いただき、効率的な審議にご協力いただきますればと思います。

それでは、この後、各側より金額提示をお願いしたいと思います。これまでの慣例によりますと、まずは労側から、次いで使側からという順番で金額提示を受けておりますが、本年も慣例によって労側からということでよろしいですかね。

(異議なし)

#### ○籠池部会長

はい、ありがとうございます。そうしましたら、労側それから使側の順で金額提示をお受けいたします。

金額提示に当たりましては、その根拠についての考え方を述べていただきますようお願いします。

控室につきまして、事務局よりご案内をお願いします。

#### ○賃金室長

はい、各側の控室についてご案内いたします。

公労・公使会議はこの第1会議室、労側控室は2階の相談室、使側控室は2階の第3会議室となっております。第1会議室の内線は3570となっております。

労側委員、公労会議の前に打ち合わせ時間は必要でしょうか。

#### ○中塚委員

必要ありません。

#### ○籠池部会長

そうしましたら、使用者側の皆さんは控室へお願いします。

[ここからの審議は、香川県地方最低賃金審議会船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金専門部会運営規程第7条第1項ただし書きに基づき、非公開]

(全体会議)

#### ○籠池部会長

そうしましたら、全体会議をさせていただきます。ここからは公開です。本日の二者間協議の最終着地点、今の段階での着地点ですが、最終労側からはプラス 82 円のご提示があって、使側からはプラス 51 円のご提示がありました。なお隔たりがあるということもありますし、次回は 3 回目の会議ということになりますので、やはりそこでの取りまとめということで進めさせていただきたいと考えております。

それで、次回は労側から金額のご提示をいただきたいと思ってますので、予定最終日ということもありますので、先ほど二者間協議で申し上げたような点をご斟酌いただいて、リアルな数字をいただければありがたいと考えています。

そうしましたら、本日は以上とさせていただきたいですが、よろしいですか。

(意見等なし)

○籠池部会長

はい、ありがとうございました。  
事務局から案内とかありますか。

○賃金室長

次回は来週水曜日、15 日の 13 時 15 分から、場所が 702 会議室になりますので、よろしくお願ひいたします。

○籠池部会長

はい。それでは、以上で閉会とさせていただきます。  
お疲れ様でした。ありがとうございました。

——了——